

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
対人狙撃銃（中距離域用）用弾薬	G A M－Y 7 0 6 1 0 9 C	
	防衛大臣承認	平成 2 6 年 2 月 4 日
	作 成	平成 2 6 年 2 月 4 日
	変 更	令和 5 年 2 月 9 日
	作成部隊等名	補給統制本部 弾薬部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の狙撃用 8. 5 9 mm用弾薬について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の作成しているカタログをいう。

1.2.3

Factory New

認定製造者又は公認製造者が製造し、社内検査に合格した未使用の製品をいう。

1.2.4

Surplus New

Factory Newと同一条件で製造され、当該製造者が販売者に引き渡した未使用の製品をいう。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	種類	D O D I C
1	狙撃弾	A K D 5 J
2	狙撃徹甲弾	A K D 6 J
3	狙撃用ボンディッド弾	A K D 7 J
4	狙撃用空包	A K D 8 J

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、表2による。

表2－製品の呼び方

番号	製品の呼び方
1	8. 5 9 mm E 1 普通弾
2	8. 5 9 mm E 2 徹甲弾
3	8. 5 9 mm E 3 ボンディッド弾
4	8. 5 9 mm E 4 空包

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GW-CG-Y700103 陸上自衛隊小火器弾薬共通仕様書

2 一般的事項

一般的事項は、次による。

- a) この仕様書に規定していない事項は、製造者等の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。
- b) 製品は、Factory New又はSurplus Newとし、納入時において、製造から1年以内とする。

3 製品に関する要求

品名及びカタログ製品名は、表3による

表3－品名・カタログ製品名

番号	品名	カタログ製品名 (製品番号)
1	狙撃用8.59mm狙撃弾	アメリカ合衆国, Ops-Technology, LLC社 338狙撃弾 (396-338-488GB)
		アメリカ合衆国, JKB Daira Inc, 社 狙撃用8.59mm狙撃弾 (TA 8 SC1)
2	狙撃用8.59mm狙撃徹甲弾	アメリカ合衆国, Ops-Technology, LLC社 338狙撃徹甲弾 (396-338-485AP)
3	狙撃用8.59mmボンディッド弾	アメリカ合衆国, Ops-Technology, LLC社 338狙撃用ボンディッド弾 (532-338-225BD)
4	狙撃用8.59mm狙撃用空包	アメリカ合衆国, Ops-Technology, LLC社 338狙撃用空包 (396-338-370BK)

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

6 その他の指示

6.1 添付書類

契約の相手方は、納入する弾薬について、表4に示す書類を納入するものとし、納地、数量などは、

調達要領指定書によって指定する。

表4ー添付書類

番号	書類	注記
1	品質を保証する資料	製造者又は販売者が作成したものとする。 なお、日本語以外の言語で記載されているものは、参考として和訳を添付する。
2	包装諸元等の資料 ^{a)}	
注 ^{a)}	調達する品名ごとに、品名、ロット番号、数量、製造年月、製造所名、包装要領などを記載する。	

6.2 安全データシート（SDS）

安全データシート（SDS）は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GW-CG-Y700103の5.16による。

6.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。